

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「ようこそ ようこそ」鳥取再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取市

3 地域再生計画の区域

鳥取市の全域

4 地域再生計画の目標

鳥取市は、緑豊かな中国山地、自然の恵みを享受する田畑、千代川をはじめとする多くの河川、遥かに広がる紺碧の日本海など四季折々に変化する豊かな自然に恵まれている。平成16年11月1日の近隣8町村との合併により人口約20万人、面積約766km²の山陰第一の都市として生まれ変わり、本年10月1日の特例市への移行をめざしている。新市まちづくり計画の将来像に「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」を掲げ、それを実現するため、「夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン」を柱に、山陰海岸国立公園に属する鳥取砂丘をはじめ、全国的に有名な松葉がに、らっきょう、二十世紀梨などの特産物、地域固有の伝統文化、因州和紙などの伝統産業を地域の特性、資源として活用した戦略的なまちづくりを進めている。また、整備が遅れていた中国横断自動車道姫路鳥取線の開通が平成21年にも見込まれていることから、交流人口の増加によってもたらされる観光振興や農林水産業をはじめとする地域産業の活性化が期待されている。

しかし、近年、年間116万人が訪れる代表的な観光地である鳥取砂丘の入込客数は伸び悩み、本市域を訪れる観光客の多くは経済効果の低い通過型観光となっている。また、郊外への大型店舗進出等に伴う中心市街地の集客力の低下による通行量の減少、若者の流出による過疎・高齢化の進行に伴う担い手不足や低所得化による農林水産業をはじめとする地域産業の衰退など、地域の活力が失われつつある。

そのため、これまで以上に地域の特性や資源を活用し、創意と工夫を凝らした魅力ある観光メニューの創造、中心市街地・農村地域の再生、新しい地域産業の創出など集客力の強化と交流の促進を図るとともに、効率的な地域情報の発信に取り組み、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通によって増加が見込まれている観光客をはじめとする来訪者の受け入れ態勢の充実を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、当市は平成17年3月に『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』を策定し、「観光の活性化」「環境保護」「産業の育成」の3つを

理念に鳥取砂丘の魅力を高め、集客交流拠点としての再整備を進めている。この構想は、これら3つの理念を実践するため、鳥取砂丘をその特徴から大きく4つのエリアに分けて重点的に再整備し、エリアごとの観光拠点を点から面へ拡大することによって、鳥取砂丘を一つの独立した王国と見立て、あらゆる年齢層が楽しめる「砂の王国・鳥取砂丘」の実現をめざしている。そのため、鳥取砂丘の景観の保全・再生を図り、その自然環境の特性を活かしながら、地域の活性化に資するイベントの開催など自然体験・交流型の多彩な集客交流メニューを展開し、新たな砂丘見学ルートやトレッキングコースの設定、除草、砂丘地区内の禁煙の実施、砂丘商店街の魅力アップなどの活性化施策を推進する。

また、地域住民はもとより県内外からの砂丘ファンの人々の交流やその活動を維持する場として市民参画型の運営母体組織「(仮称)砂丘倶楽部」を結成し、砂丘観光施設やイベントの運営、観光情報の発信を行うなど、推進力の役目を果たすこととし、円滑な事業推進を図る。さらに、全国からの除草作業ボランティア募集、「鳥取砂丘SOSキャンペーン」の実施し、全世界で進む砂漠化を考えるフォーラムの開催など、砂丘景観保全・再生事業の全国的な展開などを通じて、市民が主体となる活動を活性化させ、砂丘景観を永続的に継続できる意識・組織を育成していく。

これらの取り組みを通じて、市民、観光客をはじめとする来訪者の観光リテラシーを醸成していくことで、従来型の「名所を見る」「写真を撮る」「おみやげを買う」という『量の観光』から「環境を保護する」「自然のすばらしさを理解する」「地元の人々と交流する」という『質の観光』への転換を図り、砂丘における滞在時間の充足・延長を図るとともに、周遊性の向上等による観光入込客数の増加とそれにとまなう経済効果を創出する。

併せて、鳥取砂丘の集客交流促進による効果を周辺地域へ波及させるため、地域の特性や資源を活用した新たな集客交流資源や観光産業を創出するとともに、既存の資源との融合またはネットワーク化により、地域住民はもとより観光客など来訪者に魅力あるまちづくりを進め、集客力の強化とまちとむらの交流を促進していく。そのため、宿泊拠点、文化・観光施設、温泉などの観光資源の充実整備や鳥取ブランド商品の開発による魅力アップを図る。また、「鳥取市中心市街地活性化基本計画(平成16年策定)」の施策を実施し、まちの魅力の再発見・活用による『都市回遊型観光ルート』の創出による地元商店街の活性化を図り、農村地域においては、「ブランド農産物の育成」、「グリーンツーリズムの推進」、「農業ビジネススクールの設置」などによる農家経営の安定化とともに、新たな魅力の創出や豊かな自然・農業を体験できる農業スタイルや新規就農者受け皿整備に取り組んでいく。

これらの取り組みを総合的に推進し、効率的に情報発信しながら観光客をはじめとする来訪者数の増加と滞在型観光の実現による地域経済の活性化を目標とする。

鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺観光入客数

(入込客数 130万人 200万人・宿泊者数 50万人 70万人)

中心市街地の通行量の増加（年間 12 万人 15 万人）

U・J・I ターンによる就農定住者の確保（年間平均 4.5 人 10 人）

ブランド化による農家所得の向上（売り上げ目標 10 億円）

5 目標を達成するために行う事業

[5 - 1 全体の概要]

本計画の目標を達成するため、当市の貴重な財産であり、代表的な観光地である山陰海岸国立公園鳥取砂丘を『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』の理念である「観光の活性化」「環境保護」「産業の育成」の実践を通じて、鳥取砂丘のもつ自然環境などの特徴を活かし、集客交流拠点として重点的に再整備を進め、あらゆる年齢層が楽しめる「砂の王国・鳥取砂丘」の実現をめざす。そのため、鳥取砂丘の景観の保全・再生を図りつつ、国立公園の規制の緩和を活用し、砂丘の自然環境の特性を活かした地域の活性化に資するイベントの開催など自然体験・交流型の多彩な集客交流メニューを展開し、新たな砂丘見学ルートやトレッキングコースの設定、除草、砂丘地区内の禁煙の実施、砂丘商店街の魅力アップなどの活性化施策を推進する。また、砂丘保全景観保全・再生事業を実施し、砂丘の景観を永続的に継続できる市民意識・組織の育成を促進し、従来の「量の観光」から「質の観光」への転換を図り、砂丘における滞在時間の充足・延長を図るとともに、周遊性の向上を図る。

併せて、鳥取砂丘の集客交流促進による効果を周辺地域へ波及させるため、地域の特性や資源を活用した新たな集客交流資源や観光産業の創出とともに、既存の資源との融合またはネットワーク化により、地域住民をはじめ観光客など来訪者に魅力あるまちづくりを進め、集客力の強化とまちとむらの交流を促進していく。そのため、宿泊拠点、文化・観光施設、温泉などの観光資源の充実整備や鳥取ブランド商品の開発による魅力アップを図る。また、中心市街地においては、「城下町とっとり」のまちなみ、歴史、史跡などの魅力を再発見・活用し、その魅力となる要素をつないで『都市回遊型観光ルート』を創出による地元商店街の活性化を図る。また、農村地域においては、「ブランド農産物の育成」、「グリーンツーリズムの推進」、「農業ビジネススクールの設置」などに関するプロジェクトチームを設置することで農家経営の安定化を図るとともに、豊かな自然や農業を体験しながら交流できる市民観光農園、就農者の受け皿整備などによる新たな魅力の創出に積極的に取り組んでいく。

これらの取り組みを総合的に推進するにあたり、「日本政策投融資銀行の低利融資等」の支援措置を活用し、効率的に情報発信していくことで、観光客をはじめとする来訪者数の増加と滞在型観光の実現による地域経済の活性化を図る。

[5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業]

該当なし

[5 - 3 1 その他の事業]

(1) 日本政策投資銀行の低利融資等 (C 0 7 0 1)

本計画の目標を達成するため、『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』の理念である「観光の活性化」「環境保護」「産業の育成」を実践することで、山陰海岸国立公園鳥取砂丘のもつ自然環境などの特徴を活かし、集客交流拠点として重点的に再整備を進めている。

併せて、砂丘の集客交流の促進による効果を周辺地域に波及させるため、地域の特性や資源を活用した新たな集客交流資源や観光産業の創出と既存の資源との融合またはネットワーク化を図り、地域住民はもとより観光客など来訪者に魅力あるまちづくりの実現による集客力の強化とまちとむらの交流を促進していく。そのため、宿泊拠点、文化・観光施設、温泉などの観光資源の魅力アップ、鳥取ブランドの開発と販路の拡大、中心市街地のまちの魅力をつないだ『都市回遊型観光ルート』の創出による地元商店街の活性化などに取り組んでいる。

これらの取り組みを総合的に推進し、効率的な情報発信をしながら、鳥取砂丘を集客交流拠点とする滞在型観光の実現とそれにとまなう地域経済の活性化を図ることとしている。

本事業を早期に実現するため、当該事業を実施する観光関係事業者、NPO団体等に対する支援の観点から、当該支援措置の日本政策投資銀行によるアドバイス機能を活用し、同事業の実効性を強化する。

さらに、同行による金融面での判断を得て融資の利用が可能となった場合、同行の融資を受けて事業を実施することとする。

【日本政策投資銀行の投融資指針に定める事業】

「地域経済振興」のうち

- ・地域再生基本指針に基づく事業
- ・地域産業集積・雇用開発促進事業

「地域社会基盤整備」のうち

- ・地域街づくり・地域社会資本整備事業

「広域ネットワーク整備」のうち

- ・広域ネットワーク整備事業 等

【日本政策投資銀行のアドバイス機能を活用する事業】

鳥取砂丘再整備事業『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』

『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』の理念である「観光の活性化」「環境保護」「産業の育成」を実践することで、山陰海岸国立公園鳥取砂丘のもつ自然環境などの特徴を活用し、集客交流拠点として再整備するものである。砂丘景観の保全・再生、自然環境の特性を活かした地域の活性化に資するイベントの実施など自然体験・交流型の多彩な集客交流メニューを展開し、新たな砂丘見学ルートやトレッキングコースの設定、除草、砂丘地区内の禁煙の実施、砂丘商店街の魅力アップなどの活性化施策を推進する。また、砂丘保全景観保全・再生事業を実施し、砂丘の景観を永続的に継続できる市民意識・組織の育成を図り、従来型の『量の観光』から『質の観光』への変換を図っていく。これらの実践を通じて、砂丘における滞在時間の充実・延長、周遊性を向上させ、効果的に情報発信していくことで、観光入込客数の増加とそれにもなう経済効果を創出する。

文化・観光施設魅力アップ事業

既存の観光施設での地元食材による名物料理の開発、特産品・民芸品の販路の拡大に繋がる演出、企画展示、空間活用の充実など各施設の機能を活かした魅力アップを図る。

吉岡温泉再生事業

滞在型観光の宿泊拠点として、吉岡温泉街のにぎわい再生を図り、外湯の整備、まちなみの景観整備、泊まりたくなる旅館への空間デザインの向上など既存の事業（温泉権活用事業、町並み整備事業、温泉施設整備事業）と連携して実施する。

広域商品造成事業

市内各地域の観光地を巡る広域的な観光ルートの創出をはじめ、「松葉がに」商品造成の充実（鳥取港・漁師料理事業）らっきょう、梨、柿など特産品を活用した農産物加工品のレベルアップ、ブランド化と販路の開拓・拡大、名物料理の開発、地域伝統行事など各地域の個性を活用した複合的商品の造成と受け皿組織の育成を図る。

都市回遊型観光ルートの創出事業

中心市街地における「城下町とっとり」のまちなみ、歴史、史跡などの新たな魅力の再発見・創出を行い、その魅力となる要素を繋いで都市回遊型観光ルートを創出する。通行量の増加にともなう地元商店街の再生、名物店の創出、イベントの開催と特産品の販売を連携して行うなど、市民のみならず観光客など来訪者によるにぎわいを創出する。また、観光サイン、ガイドの充実整備受け入れ体制を強化することで、来訪者にやさしいまちづくりを実現する。

まちとむらの交流促進

農村地域の豊かな自然を背景に、農業等を体験・交流できる市民農園、観光農園の整備、農業体験・交流できる施設、受け入れ態勢の整備し、まちとむらの交流促進を図る。

観光産業従事者雇用創出事業

食文化（調理・演出技術）の向上、接遇研修（ドライバー、ガイド、宿泊施設従業員

のサービスの向上) 特産物(土産物、名物)の商品化、空間(景観、店舗など)活用技術の向上による観光産業をはじめ様々な分野の人材育成を図ることで新たな組織を企業化し、雇用創出を図る。

(2) 『地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成』を活用する事業(C3003)

鳥取砂丘を集客交流拠点とする滞在型観光の実現による地域経済の活性化を図るため、農村地域における自然、農業、特産品などの既存の地域資源を集客交流資源として魅力アップを図り、農業経営の安定化やまちとむらの交流促進による農業・農村の活力の再生をめざしている。当市では、この目標の達成に向けて、鳥取地域ブランド農産物の育成を支援による農産物の高付加価値化と販路の拡大、「農業ビジネススクール」の設立による新規就農者の受け皿整備、グリーンツーリズムの推進による豊かな自然・農業を体験・交流できる市民農園などの施設、受け入れ態勢の実施について検討している。

当該事業は、「農業ビジネススクール」の学生募集、ブランド農産物のPRや販売戦略、U・J・Iターン希望者募集などを全国的な視野で展開することとしており、多様なニーズに対応して実施することとしている。そのため、これらの検討に当たっては、農協等の関係機関・団体、販売店、消費者、大学などの地元の関係者だけでなく、より多分野にわたる専門的な意見、ノウハウが求められることから、国の地方支部局等の構成員も含めた横断的な組織「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、戦略的に進めることが必要である。

このことから、上記事業を効果的に全国へ展開することが可能となり、まちとむらの交流促進による農業・農村地域の活力再生、農産物の高付加価値化による農家所得の向上と販路の拡大、新規就農者の確保による農業経営の安定化などを戦略的に実施し、地域経済の活性化を図る。

【「特定地域プロジェクトチーム」の編成】

(1) 鳥取地域ブランド農産物育成支援事業

構成：鳥取地域ブランド農産物育成検討会議(鳥取市、地元の農協等の関係機関・団体、県(農業改良普及所)、公設卸売市場、市内量販店担当者)
国(農林水産省、経済産業省など)

設置時期：平成17年度

検討事業

「鳥取ブランド農産物」の育成について

- ・ブランド化品目の選定
- ・ブランド農産物登録制度

- ・全国的な視野での販路の開拓
- ・ネーミング・キャッチフレーズの全国公募、P R方法などの販売戦略
- ・栽培指針の策定、生産支援体系の構築

(2) 新規就農・定住対策

構成：農業ビジネススクール設立調査検討委員会（鳥取環境大学、鳥取大学、県（農業試験場、地方農林振興局）地元の農協、農業公社、農業委員会、農業生産法人、大学生、(財)鳥取県担い手育成基金）
国（農林水産省、厚生労働省など）

設置時期：平成17年度

検討事業

「農業ビジネススクール」の設立について

- ・運営主体（農業公社・農業法人）
- ・受け皿組織の形態（研修内容、受入期間、受入施設）の整備、大学・県農業大学校・試験場との連携体制）
- ・全国へのP R体制と地元の農業後継者、U・J・Iターン、二地域居住希望者の確保
- ・農地確保と定住集落の選定、農業経営に対する支援策等

(3) グリーンツーリズム推進事業

構成：グリーンツーリズム推進検討委員会（鳥取県ふるさと定住機構、J A、J F、森林組合、鳥取大学、地域の代表、市）
国（農林水産省、国土交通省など）

設置時期：平成17年度

検討事業

「グリーンツーリズム推進」基本方針の策定について

- ・地域の資源調査（産物、景観、人材、施設）内容
- ・受入態勢の調査（農家民宿、既存公的施設、空家）内容
- ・受入意向集落の調査内容
- ・調査結果による受入可能集落の選定とP R方法、受入支援策

[5 - 3 - 2 その他関連事業]

【「砂丘倶楽部」の結成】

『鳥取砂丘整備構想～「砂の王国・鳥取砂丘」をめざして～』の実施を円滑に進めるためには、地域住民はもとより県内外からの砂丘ファンの人々の交流、活動を維持する場が必要である。そのため、鳥取砂丘の景観保全・復元とともに観光活性化を目標とし、

施設・イベント運営や観光情報の発信を行うなど実施エンジン役として「砂丘倶楽部」を結成し、推進力の役目を果たしていくことで、砂丘の活性化を支援、維持する市民参加型の運営母体となることをめざす。

【砂丘景観保全・再生事業】

鳥取砂丘の景観保全・再生事業として、下記の事業を実施予定である。これらの事業は、中国横断自動車道姫路鳥取線の開通までに当市の貴重な財産、代表的な観光地である鳥取砂丘の景観を再生し、永続的に継続できる市民意識・組織の育成を目指している。そのため、鳥取砂丘の景観保全や情報発信活動などを行っているNPO団体をはじめとする市民の交流・連携を促進しながら、市民活動の自発性や柔軟な発想により実施し、活動情報を効果的に地域に波及させていくことで、砂丘景観の保全・再生活動を行う人材の育成を図る。

[平成17年度]

除草作業実施

全国から700人程度の除草ボランティアと地元ボランティア500人程度を募集し、除草事業の実施を予定している。

[平成18年度]

「鳥取砂丘SOSキャンペーン」の実施予定（実施時期：平成18年）

キャンペーン期間中に砂丘という貴重な自然環境を活用した多彩な体験・交流型の事業の実施や『「とっとり宣言」フォーラム』を開催し、鳥取大学乾燥地研究センターと連携して全世界で進む砂漠化を考え、環境・食料・人類未来についての鳥取からの警鐘機会とする。

6 計画期間

平成17年度から平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標の達成状況が把握できる体制をとり、関係行政機関、地元住民などからの評価を受け、改善を加えながら最終的な目標を達成するため本計画を実施することとする。そして、計画終了後に当市が目標達成状況に係る調査を行い公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

自然体験・交流型観光など多彩な集客交流メニューを展開するため、山陰海岸国立公園鳥取砂丘の自然環境を活用した地域活性化に資する催しを、構造改革特別区域計画の特定事業「国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」として実施する。（平成17年5月18日認定申請。特区計画認定日以降に特例措置の適用開始予定。）